

市民向け

経済支援制度

コロナ

物価高

※各種支援制度は日々アップデートされています。最新の情報は、各問合せ先にお尋ねください。

4/12 Topics

・各種支援金、減免等の申請期間にご注意ください。

各種支援制度のダイジェスト版

分類	対象者等	制度名	時期	詳細
生活資金の手当て (困窮)	低所得等で他の資金の借入れが困難な世帯	・生活福祉資金貸付制度	受付中	P.2
	離職等による貧困で住居喪失のおそれ	・住居確保給付金【市受付】	受付中	P.2
生活資金の手当て (休業)	勤め先から休業手当の支給がない方	・新型コロナ休業支援金【国】	【対象】3月末まで	P.2
	新型コロナ感染で働けず、無給の方(国保・後期高齢者医療保険)	・傷病手当金【市】	5/7まで	P.3
就職支援	コロナ離職者等で市の支援を受け就活の方	・いちのみや就職応援事業【市】	R6/1/31まで	P.3
学生支援	家計急変の世帯(学生)	・奨学金【国】	受付中	P.4
子育て支援	令和4年度生まれの子ども(出生により住民登録)の親	・一宮市新生児特別給付金【市】	出生届から2か月以内	P.4
寄付で応援	コロナ対応病院等を支援したい方	・ふるさとあいち応援寄附金【県】	受付中	P.5
出かけて応援	旅行代理店を通じ旅行を予約	・いいじゃん、あいち旅キャンペーンほか【都道府県】	1/10~3/31	P.5
支払いの猶予・減免	収入減少等、対象の要件を満たす方	・徴税猶予(国税、地方税)	受付中	P.6
		・国民年金保険料の免除	受付中	P.6
		・国民健康保険税/介護保険料/後期高齢者医療保険料の減免	3/31まで(後期高齢者医療保険料は5/31まで)	P.6
	新型コロナの影響で収入が大幅に減るなどし、料金の支払いが困難な方	・支払い、納付の期限延長(電気、ガス料金【民間】、上下水道料金【市】、市営住宅家賃【市】)	受付中	P.7
労働や生活の相談	労働や生活の悩みを相談したい方	・各種相談先の紹介	受付中	P.8

給付金などを装った詐欺にご注意ください。市職員や銀行員などが、ATMの操作を依頼したり、キャッシュカードの暗証番号を聞き出したりすることはありません。不審な電話は、警察にご相談ください。

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

生活資金の手当て

(1) 生活福祉資金貸付制度

概要	低所得等の世帯で、他の資金の借入れが困難な世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、経済的自立など安定した生活を送ることができるようにする目的の制度です。詳しい内容については、下記問合せ先にお尋ねください。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 個人ではなく、世帯に対する貸付です。 申請には必要書類の提出など要件があります。 他に利用できる制度があるときは、そちらが優先です。 貸付のため、返していただく義務があります。
問合せ先	一宮市社会福祉協議会 地域福祉グループ 〒491-0858 一宮市栄3丁目1番2号 尾張一宮駅前ビル4階 直通電話：0586(85)7024 平日9時～16時（内線9948）

一宮市社会福祉協議会



<http://www.138sk.org/index.php/new/280-corona-tokurei>

(2) 住居確保給付金【市受付】

対象者	次の1～4をすべて満たす者 1. 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれ 2. 失業または離職して2年以内、またはやむを得ない休業等で収入が減少 3. 離職等の日において、その世帯の主たる生計者 4. 世帯構成員の合計月収及び合計預貯金額が基準以下
支給額	原則3か月分の家賃の実費（世帯人数による上限あり） ※一定の条件により、延長、再延長が可能（最長で合計9か月分）
備考	<ul style="list-style-type: none"> 離職・廃業の方は、所定の求職活動を実施して常用雇用を目指すこと、自営業の方で就業機会等が減少した方は、経営相談先に相談し、事業再生を目指すことなどの条件があります。
問合せ先	市 福祉部 福祉総務課 福祉総合相談室（要予約） 直通電話：0586(28)9145（内線1682～1684）

福祉総合相談室
住居確保給付金



<https://www.city.ichi-nomiya.aichi.jp/fukushi/fukushisoumu/1044105/1010390/1001163.html>

(3) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】

対象者	勤め先から、休業手当を受け取ることができない労働者の方							
給付の概要	【計算式】休業前の平均日額賃金の80%×休業日数							
	【休業日数】月の勤務予定日の中で、会社都合の欠勤日数（手当不支給）							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象期間</th> <th>支給率</th> <th>申請期限</th> <th>日額上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2、3月</td> <td>60%</td> <td>令和5年5月31日</td> <td>8,355円</td> </tr> </tbody> </table>	対象期間	支給率	申請期限	日額上限	2、3月	60%	令和5年5月31日
対象期間	支給率	申請期限	日額上限					
2、3月	60%	令和5年5月31日	8,355円					
申請先	オンラインの場合：右の二次元コードから申請（6時～24時） 郵送の場合：下記に郵送（申請期限に必着） 〒600-8799 日本郵便局 京都中央郵便局留 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当							
備考	複数の事業所での休業について申請する場合、様式等が異なります。							
その他	労働基準法 では、会社の都合で休業させる場合は、 賃金の60%以上を支払うことが義務付けられています 。まずは休業手当+雇用調整助成金等の活用をご検討ください。							
問合せ先	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話：0120(221)276 平日8時30分～20時 休日8時30分～17時15分							

制度概要



<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

(4) 傷病手当金【市】

対象者	次の1～3すべてを満たす方 1. 一宮市国民健康保険の加入者【A】または後期高齢者医療保険の被保険者【B】の方で、事業主から給与の支払いを受けている方。(事業主、フリーランスの方は対象外。) 2. 新型コロナに感染、または感染が疑われる症状があり、療養のため勤務できなかった方。 3. 上記により給与の全額または一部を受け取ることができなかった方。
支給額・支給日数	(直近3か月の給与収入の合計÷就労日数)×2/3×対象日数※1 日額上限 30,887 円。一部給与支払がある場合は差額支給。 (※1 仕事を休んだ期間のうち、4日目からの就労予定だった日数)
適用期間	令和2年1月1日～令和5年5月7日(入院継続の場合最長1年6か月)
申請方法	申請書を下記に請求、または右の二次元コードからダウンロード
申請先・問合せ先	【A】市 市民健康部 保険年金課 国民健康保険給付グループ 〒491-8501 (住所不要) 直通電話：0586(28)9011 (内線1466) 【B】市 市民健康部 保険年金課 後期高齢者医療グループ 〒491-8501 (住所不要) 直通電話：0586(28)8985 (内線1493)

【A】制度概要



【B】制度概要



就職支援

(1) いちのみや就職応援事業【市】

概要	新型コロナの影響等により離職や廃業に至り、生活に困窮している方に就労支援を実施します。また、求職活動中及び常用就職後の生活の安定を目的として、「就職応援金」「就職支度金」を支給します。
問合せ先	市 福祉部 福祉総務課 福祉総合相談室(要予約) 直通電話：0586(28)9145 (内線1683、1684)

制度概要



① 就職応援金

対象者	次の1～3をすべて満たす者 1. 令和2年3月以降の離職や廃業により、求職活動中 2. 世帯構成員の合計月収及び合計預貯金額が支給基準以下 3. 福祉総合相談室の就労支援を受け、所定の求職活動を実施して常用就職を目指す
支給額	月額5万円(世帯人数によって1～3万円の加算あり)を最大3回
申請期限	令和6年1月31日まで

② 就職支度金

対象者	次の1、2をすべて満たす者 1. 世帯構成員の合計月収及び合計預貯金額が支給基準以下 2. 福祉総合相談室の就労支援を受け、常用就職した
支給額	10万円
申請期限	令和6年2月29日

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

学生、子育て世帯への支援

(独)日本学生
支援機構



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

文部科学省



https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

助成金概要



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rodou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

制度概要



<https://www.city.ichi-nomiya.aichi.jp/shimin/kenkou/shimin/1043968/madoguchi/1036604.html>

(1) 学生支援（高校生以上）

① 奨学金【国】

趣旨・内容	学びの継続のため、新しい修学支援制度（授業料等減免と給付型奨学金）を、令和 2 年 4 月から実施しています。
対象者	次のいずれかである、世帯収入や資産の要件を満たしている、かつ、学習意欲の高い学生。 (1) 大学、短大、高専（4、5 年次）、専門学校に通学 (2) 高校、高専（1～3 年次）、高等専修学校に通学中で、上記に進学予定
コロナ特例	・家計が急変（収入が急減）した学生に対し、給付型奨学金の実施 ・奨学金返済中で、収入減少等で返済が困難な方への猶予、減額措置
問合せ先	通学先の学校窓口 または (独)日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570(666)301 平日 9 時～20 時

小学校休業等対応助成金の直接申請について（令和 5 年 3 月分まで）

直接申請	小学校や幼保施設が休校や休園、子のコロナ感染で出勤できない場合で、 事業主が本事業を活用せず欠勤扱いになる場合、ご自身で申請することも可能です。 コールセンターまたは特別相談窓口にご相談ください。 特別相談窓口（愛知） 電話：052(857)0312 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話：0120(876)187 全日 9 時～21 時
申請期限	令和 5 年 5 月 31 日（必着）

(2) 子育て世帯への支援

② 一宮市新生児特別給付金（令和 4 年度生まれ）【市】

給付対象児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれで、出生により市内に住民登録をした方
申請者	給付対象児と同一世帯の親で、給付対象児の出生から本給付金の申請日まで引き続き一宮市に住民登録がある方
給付額	給付対象児 1 人あたり 5 万円
申請方法・申請期限	原則、電子申請で行います。（電子申請でお困りの場合は「問合せ先」へ）窓口でお渡しする案内書の二次元コードから申請（時間外受付、他市等へ出生届を提出する方は後日送付）。 出生届の提出から 2 か月以内に申請。
問合せ先	市 市民健康部 市民課 管理グループ 直通電話：0586(28)8975（内線 1335～1337）

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

寄付で応援

制度概要



<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/0511zaiseidai2.html>

さとふる



https://www.sato-full.jp/static/oenki-fu/corona_virus-pref-aichi.php

(1) ふるさとあいち応援寄附金（愛知県ふるさと納税）のしくみ【県】

① 「愛知県医療従事者応援金」 上乗せ原資への寄付

応援金について	県では、新型コロナの最前線で奮闘する医療機関従事者を支援するため、医療機関に対し、入院患者 1 人の受け入れにつき 100～400 万円の応援金を交付しています。
概要	上記応援金に、患者 1 人あたり 10 万円を上乗せする原資として活用
その他	【個人】ふるさと納税として寄附金控除を受けられます。
方法	ふるさと納税サイト「さとふる」(右の青色二次元コード) から(クレジット・キャリア決済です)。 その他、納入通知書、口座振替、現金書留、窓口持参が選択可能です。
問合せ先	県 保健医療局 医務課 医療機関支援室 〒460-8501 (住所不要) 電話：052(954)6983 FAX：052(954)7493

食べて応援

(1) 市内飲食店のテイクアウト、デリバリーを利用 (以下の二次元コードから検索できます)

チアフル・ママ
#テイクアウト 138

<http://cheerful-mama.com/takeout2020/>

安全・安心宣言施設一覧

あいスタ認証店検索



<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>



<https://newaistandard-minsho.jp/shop/>

【安全・安心宣言施設】

関係団体等が定める業種別のガイドラインを遵守し、県の「安心・安全宣言施設」へ登録している施設。

【ニューあいスタ標準（あいスタ）認証】

感染防止対策として必須 42 項目（最大）を満たす飲食店。

出かけて応援

(1) いいじゃん、あいち旅キャンペーン 第2弾【県】

Go To トラベルに代わる旅行キャンペーン「全国旅行支援」は、都道府県ごとに事務局が設置されています。ここでは愛知県の事務局について掲載します。

いいじゃん、あいち旅

趣旨	新型コロナにより失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すため、旅行代金の一部を補助します。	
補助額等	旅行代金	旅行代金の 20% 【上限】交通費あり：5,000 円 交通費なし：3,000 円（日帰り含む）
	地域限定クーポン（電子クーポン）	・平日：2,000 円 ・休日：1,000 円（いずれも定額）



<https://www.ijian-aichi.jp/>

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

対象の旅行	4 月 1 日～6 月 30 日までの宿泊分 ※予算に達した場合、終期より早く終了します。その場合にキャンセル料は補填されません。
その他	愛知県キャンペーンでは、12 歳以上の方は「ワクチン・検査パッケージ」適用が必須となります。愛知県ではワクチン 3 回接種です。
問合せ先	いいじゃん、あいち旅キャンペーン事務局 旅行者専用コールセンター 電話：0570(000)433 全日 10 時～18 時

支払の猶予・減免

(1) 税に関するもの

① 国税・地方税

市税徴収の猶予	新型コロナの影響等により市税を一時に納付することができない場合、徴収の猶予制度があります（徴収の猶予：地方税法第 15 条）。 (1) 新型コロナ対応（消毒等）により財産に相当な損失が発生 (2) 納税者本人または生計を一にする家族が新型コロナに罹患 (3) 事業を廃止または休止 (4) 事業に著しい損失が発生 納税の猶予が認められた場合、納税猶予、差押え・換価の猶予、延滞税（延滞金）の減免が受けられます。
その他対応	個別の事情に応じ、納税猶予、延滞税（延滞金）の減免などを行います。
手続き	次のそれぞれの窓口にご相談ください。
問合せ先	【国税】一宮税務署 〒491-8502（住所不要） 電話：0586(72)4331 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 【県税】西尾張県税事務所 〒491-8506（住所不要） 電話：0586(45)3168 平日 9 時～17 時 15 分 【市税】市 財務部 納税課 〒491-8501（住所不要） 電話：0586(28)8968 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

国税



https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

県税



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/20210224.html>

市税



<https://www.city.chinomiya.aichi.jp/covid19/1033847/1039163.html>

(2) 社会保険料に関するもの

① 国民年金

対象者	新型コロナの影響で収入が減り、年間所得が保険料の免除等に該当する水準まで減少する見込みの者
対応	令和 5 年 6 月までの分（学生特例納付は～令和 5 年 3 月分）の保険料を免除できます。 ※納期限から 2 年経過まで申請可能です。
手続き	申請書を下記に郵送
問合せ先	一宮年金事務所 〒491-8503（住所不要） 電話：0586(45)1418 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

国民年金



<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202206/0617.html>

② 後期高齢者医療保険料

対象者	次の (1)、(2) のいずれかに該当する方 (1) 世帯の主たる生計維持者（以下、世帯主）が新型コロナに感染し、死亡または重症となった世帯の方（介護保険料は第 1 号被保険者（65 歳以上）） (2) 新型コロナの影響で、世帯主の対象収入が減少すると見込まれる方。 ただし、次の 1～4 すべてを満たすこと。
-----	--

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

	1. 対象収入は、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれか 2. 世帯主の今年の対象収入が、前年比 30%以上減少の見込み 3. 世帯主の、減少が見込まれる対象収入にかかる所得以外の前年の所得の合計が 400 万円以下 4. 世帯主の前年の合計所得が 1,000 万円以下
対象の社会保険料	納期限が令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの、後期高齢者医療保険料
対応	(1) の方は、社会保険料を全額減免 (2) の方は、【減免対象の保険料額】×【減免割合】で計算 【減免対象の保険料額】は、 $A \times B \div C$ A：保険料額 B：世帯主の前年の対象収入（今年減少見込みのもの）に対する所得額 C：世帯主と被保険者の、前年の総収入に対する所得額 【減免割合】は、世帯主の前年の所得合計額に応じ、20%～100%
手続き	令和 5 年 5 月 31 日までに、下記に申請（郵送または来庁） ※感染症対策のため、あらかじめ申請書及び必要な資料（Web 参照）をそろえた上でご来庁ください。
問合せ先・申請先	〒491-8501（住所不要） 【後期高齢者医療保険料】 市 市民健康部 保険年金課 後期高齢者医療グループ 直通電話：0586（28）8985

後期高齢者
医療保険料



<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/hoken/1000145/1035996.html>

（3）公共料金、その他に関するもの

① 電気・ガス料金【民間】

対象者	社会福祉協議会の融資（P.2）を受けるなどし、料金の支払いが困難な方
対応	料金の支払期限を最大 5 か月延長（対象月は事業者による）
手続き等	ご契約の電気、ガス事業者にお尋ねください

上下水道
支払い猶予

② 上下水道料金の支払い猶予【市】

対象	新型コロナの影響で収入が大きく減少するなどし、料金支払が困難な方
措置概要	料金の当初納期限を延長します。 ・令和 4 年 10 月～令和 5 年 7 月検針分 いずれも 6 か月延長 なお、当初納期限から 6 か月を経過した料金は猶予を受けることができません。 ・申請書を「申請先」に郵送してください。
問合せ先・申請先	一宮市 水道お客さまセンター 〒491-0916 一宮市観音寺 1 丁目 4 番 4 号 直通電話：0586（28）8622（内線 7440、7441）



<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/covid19/1033847/1033916.html>

④ 市営住宅の家賃

対象者	新型コロナの影響で収入が減り、家賃の支払いが困難な方
対応	家賃の納付期限を延長（詳しくは下記にお尋ねください）
問合せ先	市営住宅管理事務所 直通電話：0586（28）8649（内線 3339～3341）

市営住宅の家賃



<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/covid19/1033847/1033945.html>

【市】で時間の記載がないものは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付です。

労働や生活に関する相談先

(1) 労働問題全般（解雇、賃金未払い、パワハラ等）

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課	052(972)0266	平日 9 時 30 分～17 時
一宮総合労働相談コーナー（一宮労基署内）	0586(45)0206	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
尾張県民事務所産業労働課	052(961)8070	平日 9 時～17 時 30 分
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー	052(589)1405	平日 9 時 30 分～18 時、土曜日 10 時～17 時
連合 労働相談（連合愛知につながります）	0120(154)052	平日 9 時 30 分～16 時

(2) ハローワーク一宮での相談（職業相談）

第一部門：仕事探しなど 第二部門：就活生、障害者、外国人労働者	0586(45)2048 41#	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
------------------------------------	------------------	-----------------------

(3) 心の健康についての相談

愛知県 精神保健福祉センター	052(962)5377	平日 9 時～12 時、13 時～16 時 30 分
あいちこころホットライン 365	052(951)2881	全日 9 時～20 時 30 分
社会福祉法人 愛知いのちの電話	052(931)4343	全日 8 時～22 時

(4) DV や妊娠・子育て・奨学金の悩みについての相談

DV 相談+	0120(279)889	全日 24 時間
女性悩みごと相談 （市 子ども家庭部 子ども家庭相談課）	直通電話 0586(28)9149	平日 10 時～12 時、13 時～16 時 30 分 （内線 1596、1597）
子ども悩みごと相談 （市 子ども家庭部 子ども家庭相談課）	直通電話 0586(28)9152	平日 8 時 30 分～12 時、13 時 17 時 15 分 （内線 1596、1597）
児童相談所 相談専用ダイヤル	0120(189)783	全日 24 時間
女性の健康なんでも相談	090(1412)1138	月～土 13 時 30 分～16 時 30 分
奨学金返済電話相談	052(916)5080	平日 9 時～17 時

(5) その他様々な悩みについての相談

よりそいホットライン	0120(279)338	全日 24 時間
------------	--------------	----------

◆更新情報

【4 月 12 日版】

- ・ 4 月以降に実施する施策に整理しました。

【3 月 1 日版】

- ・ 省エネ家電補助は予算上限に達したため、受付を終了しました。

【1 月 12 日版】

- ・ 省エネ家電製品購入補助金を掲載しました。
- ・ 上下水道料金の支払い猶予の対象期間が、令和 5 年 7 月までとなりました。

【1 月 4 日版】

- ・ 子育て世帯臨時特別給付金を掲載しました。
- ・ いいじゃん！ あいち旅キャンペーンについて、第 2 弾に更新しました。